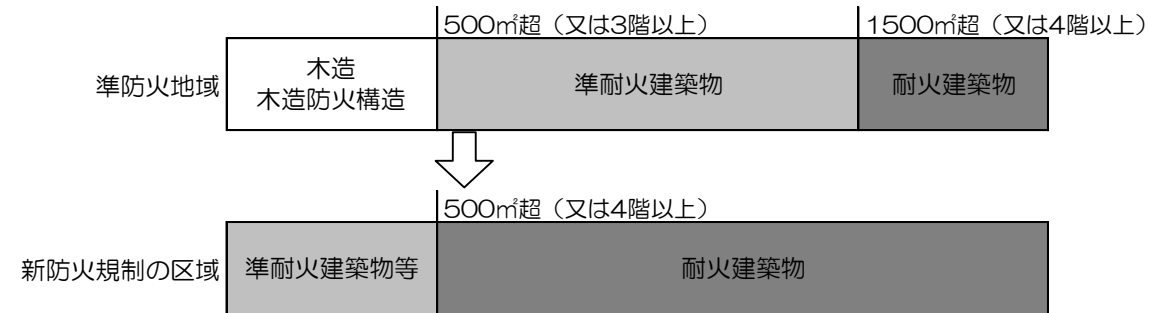


## 1 新たな防火規制の概要

東京都建築安全条例第七条の三に基づき知事が指定する区域について、同条第2項に規定する防火規制を適用する。

＜防火規制の内容＞

- 原則として、区域内の全ての建築物は、準耐火建築物以上（一定の技術的基準に適合する建築物は除く。）とする。
- 上記のうち、延べ面積が500㎡を超えるものは耐火建築物とする。



## 2 大田区における新たな防火規制の導入について

平成24年4月18日  
「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議地震部会が発表。

平成24年6月1日策定の大田区総合防災対策における大田区緊急防災対策実施方針（ハード部門）において、延焼火災対策として、**全区的に新たな防火規制の導入を検討することとした。**

## 3 新たな防火規制の導入に係るこれまでの経緯

- 区域指定に関する都区事前協議及び区域指定素案検討
  - 「東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による区域指定に関する要綱」（以下、要綱）における区域指定の要件の適用に関する協議を実施。【別紙1参照】
  - 協議の結果を踏まえ、大田区の区域指定素案を検討し決定。
- 区域指定素案に関する区民説明・パブリックコメント
  - 区報臨時号の発行（9/17）。【別紙2参照】
  - 自治会・町会長会議における説明（9/9～10/16 各特別出張所計18回）。【別紙3参照】
  - パブリックコメントの実施（10/15～11/5）。
  - 住民説明会の実施（10/21～10/29 計6回）。
- 区域指定検討案の提出
  - 区民説明、パブリックコメントの結果を踏まえ、要綱の実施細目に基づき、区は区域指定素案を「区域指定検討案」として東京都に提出。

## 4 新たな防火規制の区域指定案

- 「区域指定案」は、提出された区域指定検討案を基に、東京都がまとめたもの。内容は、区域指定検討案から変更なし。【別紙4参照】
- 区域指定案は、区民説明会（2/12）、区域指定任意縦覧（2/12～26）により区民に周知。

## 5 今後の取組

- 都市計画審議会、区民説明会及び区域指定任意縦覧を経て、区長の意見を取りまとめ、都に回答。
- 5月下旬頃に都による区域指定の告示、6月下旬頃から運用開始を予定。

### 【新たな防火規制の導入に係る取組】

	平成24年度			平成25年度												平成26年度								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
	実績												現在							予定				
東京都																								
大田区																								
都市計画審議会																								
区民対応																								

区域指定に関する都区事前協議

区の区域指定素案検討

区域指定素案決定

区域指定の検討案取りまとめ

区内意見集約

区長の意見取りまとめ

都市計画審議会（導入検討開始について）

都市計画審議会（区域指定案について）

区報臨時号発行（9/17）

区域指定素案に関する区民説明、パブリックコメント

パブコメ等結果の公表

区民説明（2/12）

区域指定任意縦覧（2月12日～26）

パンフレット発行

区域指定に関する要綱実施細目に基づく指定手続き

都による区域指定案の作成

区域指定手続き

告示

周知期間

運用開始

## 新たな防火規制の区域指定の考え方

### (1) 区の整備方針

「大田区緊急防災対策実施方針（ハード部門）」を踏まえ、新たな防火規制を可能な限り広域かつ面的に適用し、耐火・準耐火建築物の建築により市街地の不燃化を着実に進めることで、延焼火災に対するまちの安全性を高めていく。

### (2) 区域指定の検討手順

#### ①導入検討エリアの絞り込み

区全域から以下のエリアを除き、導入検討エリアを絞り込んだ。

##### 【除外するエリア】

- ・防火地域、防災街区整備地区計画区域
- ・工業専用地域
- ・島部の居住人口の極端に少ないエリア
- ・市街化調整区域（河川敷、水面等）

#### ②防災生活圏に基づく生活圏の設定

導入検討エリアについて、幹線道路沿道の防火地域で囲まれた区域にブロック分割し、各ブロックごとに東京都防災都市づくり推進計画に位置付けられる「防災生活圏」を基本とした生活圏を設定した。

防災生活圏の境とされる都市計画道路等で、未着手かつ事業実施予定がない路線等については、代替の道路等に振り替え、市街地の連続性を考慮して生活圏を設定した。

#### ③生活圏ごとに区域指定要件の適用を検証

設定した生活圏が指定要件を満たした町丁目を含み、同等の市街地が連続しているかを検証し、生活圏単位で区域指定の可否を判断した。明らかに市街地が連続していない部分（大規模団地や公園等）がある場合は、指定する区域から除外した。

##### 【検証する要件】

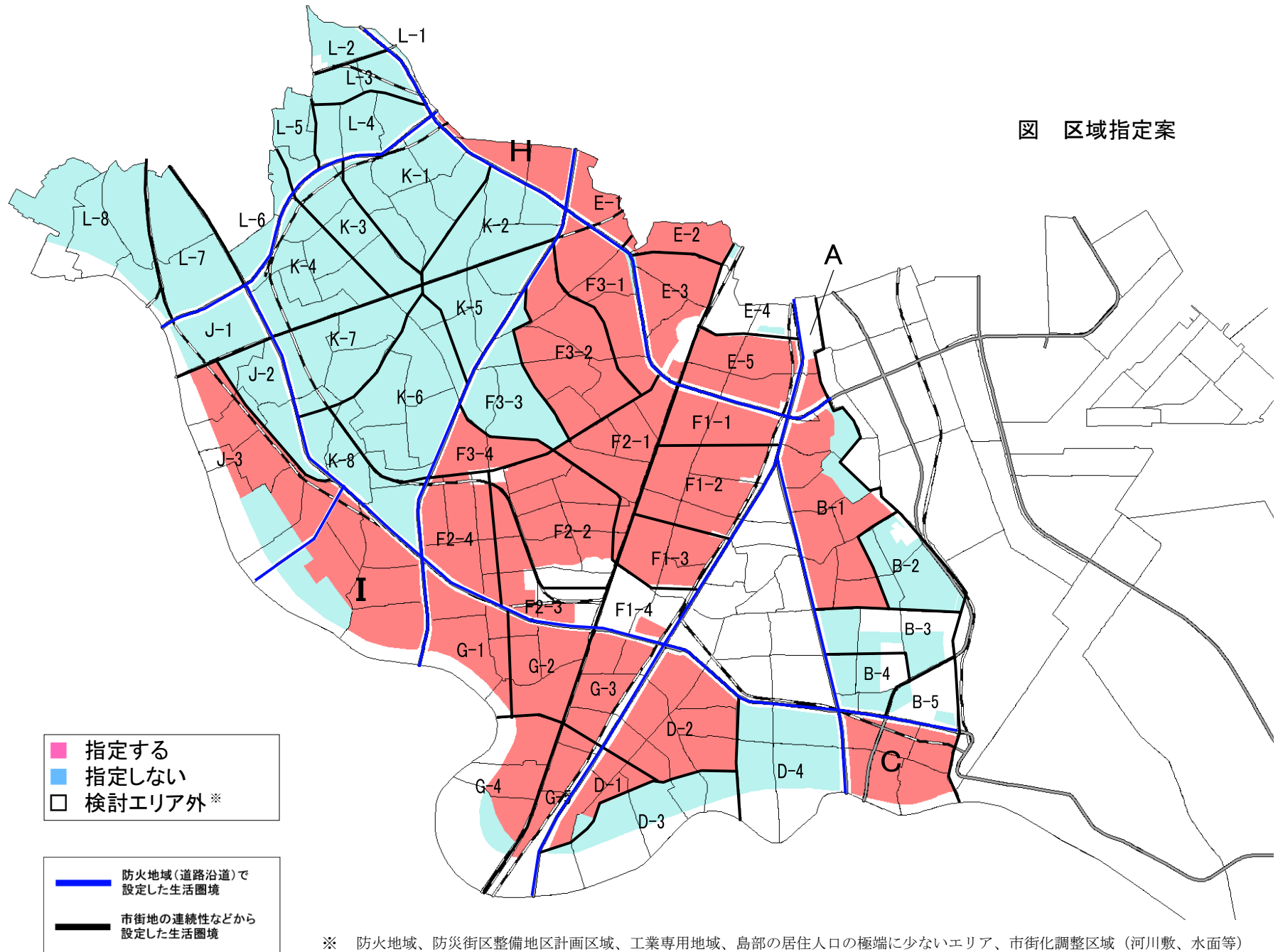
- イ) 東京都建築安全条例第7条の3第1項における「整備地域」
- ロ) 「東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による区域指定に関する要綱」における要件
  - 第2(1) 地域危険度測定調査における倒壊危険度ランク4以上
  - 第2(2) 地域危険度測定調査における火災危険度ランク4以上
  - 第2(5) その他市街地の特性や周辺の状況により、要件に準ずると認められる地域
    - 町丁目における老朽木造建物棟数率が45%以上
    - 整備地域以外で危険性が高い地域（平成17年7月の要綱改正資料）

表 生活圏ごとの指定要件の適用と区域指定の可否

生活圏	指定要件を満たす町丁目の有無				要件を満たす市街地の連続性	区域指定の可否
	条文	要綱		老朽木造棟数率 45%以上		
		地域危険度4以上 第6回 倒壊	火災			
A				○	◎ 要件に適合する町丁目がほとんどを占めている。	○ 指定する
B-1				○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。(団地又はまとまった空地部分を除く)	○ 指定する (一部除く)
B-2					× 要件に適合する町丁目を含まない。	× 指定しない
B-3					× 要件に適合する町丁目を含まない。	× 指定しない
B-4					× 要件に適合する町丁目を含まない。	× 指定しない
B-5					× 要件に適合する町丁目を含まない。	× 指定しない
C	○	○	○	○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
D-1				○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。(工業地域を除く)	○ 指定する (工業地域を除く)
D-2		○	○	○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
D-3				○	× 要件に適合する町丁目を含むが、同等の市街地が連続していない。	× 指定しない
D-4					× 要件に適合する町丁目を含まない。	× 指定しない
E-1	○				◎ 要件に適合する町丁目が全域である。	○ 指定する
E-2			○※1		○ 隣接する品川区側に要件を満たす町丁目があり、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
E-3				○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
E-4					× 要件に適合する町丁目を含まない。	× 指定しない
E-5				○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
F1-1				○	◎ 要件に適合する町丁目が全域である。	○ 指定する
F1-2				○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
F1-3				○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
F1-4	○				○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
F2-1	○	○	○	○	◎ 要件に適合する町丁目ほとんどを占めている。	○ 指定する
F2-2	○	○	○	○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
F2-3		○		○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
F2-4		○		○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
F3-1				○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
F3-2				○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
F3-3					× 要件に適合する町丁目を含まない。	× 指定しない
F3-4				○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
G-1		○		○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
G-2		○		○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
G-3		○	○	○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。	○ 指定する
G-4		○	○	○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。(工業地域の一部を除く)	○ 指定する (工業地域の一部を除く)
G-5		○	○	○	◎ 要件に適合する町丁目が全域である。	○ 指定する
H	○				◎ 要件に適合する町丁目が全域である。	○ 指定する
I				○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。(工業地域を除く)	○ 指定する (工業地域を除く)
J-1					× 要件に適合する町丁目を含まない。	× 指定しない
J-2					× 要件に適合する町丁目を含まない。	× 指定しない
J-3				○	○ 要件に適合する町丁目を含み、同等の市街地が連続している。(工業地域を除く)	○ 指定する (工業地域を除く)
K-1～8					× 要件に適合する町丁目を含まない。	× 指定しない
L-1～6					× 要件に適合する町丁目を含まない。	× 指定しない

※1 隣接する品川区西大井三丁目、大井七丁目において火災危険度がランク4であり、生活圏としては一体となっているため「該当」の評価とする。

図 区域指定案



■ 指定する  
■ 指定しない  
 検討エリア外※

— 防火地域(道路沿道)で設定した生活圈境  
— 市街地の連続性などから設定した生活圈境

※ 防火地域、防災街区整備地区計画区域、工業専用地域、島部の居住人口の極端に少ないエリア、市街化調整区域(河川敷、水面等)





## 「燃え広がらないまちづくり」を進めます



大田区長  
松原 忠義

平成24年4月18日に東京都から発表された「首都直下地震等による新たな被害想定」は、大田区にとって大変厳しいものであり、東京湾北部地震が起こった場合、延焼火災による焼失棟数が32,218棟と大きな被害想定となっています。

大田区は「大田区総合防災対策」を策定し、ハードとソフトの両面にわたって、一丸となって総合防災力の強化を進めています。

区では延焼火災対策として、新たな建築ルール（東京都建築安全条例第7条の3に定める新たな防火規制）の導入に向けた検討を行ってまいりました。これは区民の皆様が建築物の新築や建て替える際に、耐火・準耐火建築物などの燃えにくい構造の建物としていただくことにより、着実に市街地の不燃化を進め、延焼火災に対するまちの安全性を高めていくことを目的としています。

火災が発生しても燃え広がらない安全なまちづくりを進めていくために、区民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

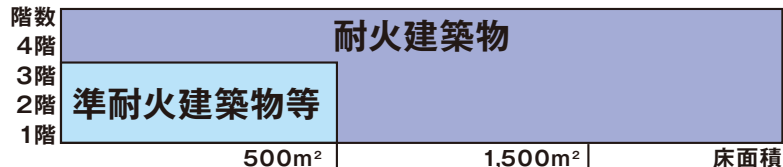
### 新たな建築ルールを導入します

建築物を新築・建て替える時に適用されるものです。

#### 現在の準防火地域のルールの内容



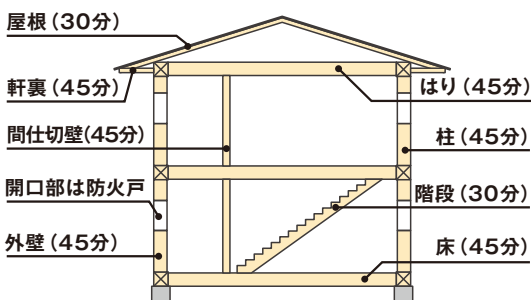
#### 新たな建築ルールの内容



区内の大半を占める現在の準防火地域（主要な駅周辺や幹線道路沿道を除く地域）では、火災に弱い防火・木造建築物での建築が可能となっています。

新たな建築ルールを導入した区域で建築物の新築や建て替えを行う際には、木造であっても一定の耐火性を持つ準耐火建築物などになり、「延焼火災に強いまちづくり」が進みます。

#### 木造の準耐火建築物の例



準耐火建築物とは、柱やはり、壁などの建物の重要な部分をせっこうボードなどの不燃性の材料で覆い、( )内の時間以上は火に耐えられる構造にしたうえで、開口部について網入りガラスなどの防火戸としたものをいいます。

現在運用されているルールでも3階建て以上の建築物の場合は、燃えにくい構造で建築することになっています。このため、戸建ての住宅でも準耐火建築物などが一般的となっています。

#### 構造別 燃えにくさの違い(延焼火災実験)

##### 勢いよく燃える防火・木造建築物

火災に弱い防火・木造建築物は、いったん火が点くと短時間で一気に燃え上がります。また、火の勢いが強いので、隣棟に燃え移る危険性が高くなります。



##### 燃え移りにくい準耐火建築物

燃えにくい構造（耐火・準耐火建築物など）は、建物の内・外の耐火性が高くなっているため、一定時間、火に耐えることができ、防火・木造建築物のように勢いよく燃え上がることはなく、もらい火も受けにくくなります。



#### 延焼火災のシミュレーション

##### 現状の市街地



火災発生から5時間

広範囲が燃えつきる

##### 新たな建築ルールを導入した場合の将来の市街地



火災発生から5時間

燃え広がりが抑えられる

■ 木造  
■ 防火構造  
■ 準耐火建築物  
■ 耐火建築物

■ 燃えつきた建築物  
■ 燃えている建築物



# 新たな建築ルールを導入する区域(素案)

数字は町目を表します。

## 導入する区域の考え方

東京都が定める要件との適合や、まちの連続性を踏まえ、木造住宅が密集するなど、延焼の恐れがある区域に新たな建築ルールを導入します。

なお、より強い規制がかかっている地域(防火地域・防災街区整備地区計画区域)や、多摩川・河川敷などを除いています。



## 導入する区域(素案)

- 導入しない区域(素案)
- 防火地域
- 防災街区整備地区計画区域
- 多摩川・河川敷

※詳細な区域についてはお問い合わせください。

## 説明会を開催します

- 1** 10月21日(月)・午後7時~8時30分  
大田区民プラザ 第1・2会議室  
(下丸子3-1-3)
- 2** 10月23日(水)・午後7時~8時30分  
入新井集会室 大集会室  
(大森北1-10-14 Luz(ラス)大森4階)
- 3** 10月25日(金)・午後7時~8時30分  
大田区役所 201・202会議室  
(蒲田5-13-14 本庁舎2階)
- 4** 10月26日(土)・午前9時~10時30分  
大田区役所 201・202会議室  
(蒲田5-13-14 本庁舎2階)
- 5** 10月28日(月)・午後7時~8時30分  
馬込特別出張所会議室  
(中馬込3-25-5)
- 6** 10月29日(火)・午後7時~8時30分  
萩中集会所 第1~3会議室  
(萩中3-25-8)

## パブリックコメント(意見募集)

- 募集期間 10月15日 ~ 11月5日
- 資料閲覧場所 区情報コーナー、特別出張所、図書館、大田文化の森(情報館)
- 意見の提出方法 下記問い合わせ先へ、持参、郵送、ファクシミリか区のホームページからEメール

## 導入までの予定スケジュール

- 平成25年 10月下旬 住民説明会
- 11月上旬 区域指定の素案を東京都に提出
- 平成26年 2月上旬 東京都による区域の指定案の作成
- 5月上旬 区域指定の告示
- 6月上旬 施行・運用開始

## 問い合わせ先

- 都市開発課 防災まちづくり担当
- 電話 03-5744-1338  
FAX 03-5744-1526

## 区域指定素案に関する区民説明・パブリックコメントの結果概要

## ◆ 区内 18 地域における自治会町会への周知

新たな建築ルール内容及び区域指定素案について、以下の日程で説明を行なった。

日 程	地 域	会 議 名
平成 25 年 9 月 5 日 (木)	—	自治会町会連合会 定例会
9 月 9 日 (月)	鶉の木(出)管内	地域力推進鶉の木地区委員会
9 月 10 日(火)	大森東 //	自治会町会長会議
9 月 13 日(金)	久が原 //	//
//	新井宿 //	//
9 月 18 日(水)	入新井 //	//
//	蒲田東 //	//
//	六郷 //	//
9 月 19 日(木)	雪谷 //	//
//	羽田 //	//
9 月 20 日(金)	蒲田西 //	//
//	千束 //	//
9 月 25 日(水)	矢口 //	//
//	馬込 //	//
//	池上 //	//
10 月 9 日 (水)	糺谷 //	//
10 月 11 日(金)	大森西 //	地域力推進大森西地区委員会
10 月 16 日(水)	嶺町 //	自治会町会長会議
//	田園調布 //	//

## ◆住民説明会 質疑等要旨

(区域指定素案に関するもののみ)

回	日時	場所	参加人数
第1回	平成25年10月21日 午後7時～8時30分	大田区民プラザ 第1・2会議室	14名
	質疑等要旨		回答要旨
1	建築確認申請への適用はいつからか。	東京都の条例に基づくルール適用のため、都の手続き期間がありますので、最短で平成26年5月に告示し、平成26年6月からの適用となります。	
2	新たな建築ルールの適用による負担増への支援策はあるか。	準耐火建築物が一般的になってきていることなどから、今回のルール導入と同時に新たな助成制度を導入する予定はありませんが、木造住宅密集市街地など防災性能の向上が特に求められる区域を、耐震化助成制度の不燃化建替え工事助成対象区域としておりますので、こちらの制度をご活用いただきたいと思います。	
3	準耐火建築物にすると火災保険は安くなるのか。	安くなります。安くなる割合については、建物ごとによりますので、保険会社へお問い合わせください。	

回	日時	場所	参加人数
第2回	平成25年10月23日 午後7時～8時30分	入新井集会室 大集会室	7名
	質疑等要旨		回答要旨
1	山王一丁目の池上通りとJRの線路の間に、指定区域外となっているエリアがある。なぜ指定区域外なのか。	区としては、大田区全域の指定を検討しておりましたが、東京都の条例に基づくルール適用のため、東京都の定める要件を満たさない区域は今回の素案の指定区域外となっています。地域の総意として強いご要望をいただければ、区としても区域の指定を都に要望していきたいと考えています。	
2	大森北一丁目はなぜ指定区域外なのか。	防火地域であり、すでに新たな建築ルールよりも厳しい制限がかかっているため、指定区域外となっています。	



回	日時	場所	参加人数
第3回	平成25年10月25日 午後7時～8時30分	大田区役所 201・202会議室	9名
	質疑等要旨	回答要旨	
1	延焼しにくいまちづくりを進めていくことには賛成である。	ご意見として承ります。引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。	
2	今ある建物を建て替えさせる制度ではないことは理解した。後で、建て替えさせようという制度に変わることはないか。	建て替えサイクルの中で燃えにくい建物にしていくためのルールであり、建て替えを強制するものではありません。新築・改築時に適用されるルールです。	
3	区界での他区との連続性について、調整はできているのか。	区域指定素案では、品川区との区界が含まれています。品川区の荏原周辺では、木造住宅密集市街地が広がっていることから、すでに新たな建築ルールが適用されているため、連続性に問題はありません。西大井周辺ではまだ導入されていませんが、区は、品川区に対して、大田区側でルールを導入する意思があることをお伝えするなど調整を図っています。	

回	日時	場所	参加人数
第4回	平成25年10月26日 午前9時～10時30分	大田区役所 201・202会議室	14名
	質疑等要旨	回答要旨	
1	今ある建物に適用されるのか。	建て替え時や、一定規模以上の増築などの時に適用されるものです。	
2	新たな建築ルールの適用による負担増への支援策はあるか。	準耐火建築物が一般的になってきていることなどから、今回のルール導入と同時に新たな助成制度を導入する予定はありませんが、木造住宅密集市街地など防災性能の向上が特に求められる区域を、耐震化助成制度の不燃化建替え工事助成対象区域としておりますので、こちらの制度をご活用いただきたいと思います。	
3	新たな建築ルールの適用期間に終わりはあるのか。	このルールにより、将来においても向上したまちの防災性を維持し続けることが必要であると考えており、期限は設けません。	

回	日時	場所	参加人数
第5回	平成25年10月28日 午後7時～8時30分	馬込特別出張所 会議室	5名
	質疑等要旨		回答要旨
1	新たな建築ルールは建築基準法に基づくものか。地区計画は都市計画法に基づくものか。	新たな建築ルールは、建築基準法に基づいた東京都建築安全条例によるルールであり、条例に基づいた運用をしていきます。地区計画は都市計画法によるものですが、建築基準法に基づく条例も制定して運用しています。	
2	今ある建物を建て替えないといけないのか。	建て替え時や、一定規模以上の増築などの時に燃えにくい建物にさせていただくということで、今すぐ建て替えをお願いするものではありません。	

回	日時	場所	参加人数
第6回	平成25年10月29日 午後7時～8時30分	萩中集会所 第1～3会議室	10名
	質疑等要旨		回答要旨
1	2階建ての木造建築を建てる場合、準耐火建築物は防火造と比較して、建築費はどれくらいあがるのか。	調査したところ、メーカー住宅で2%程度増加するとのことですが、在来工法の場合、それよりももう少し上がると思われます。	
2	新たな建築ルールの適用による負担増への支援策はあるか。	準耐火建築物が一般的になってきていることなどから、今回のルール導入と同時に新たな助成制度を導入する予定はありませんが、木造住宅密集市街地など防災性能の向上が特に求められる区域を、耐震化助成制度の不燃化建替え工事助成対象区域としておりますので、こちらの制度をご活用いただきたいと思います。	
3	増改築でも適用されるのか。	増改築でも、一定規模以上は適用されます。50㎡未満で、条件を満たす増改築であれば適用外となります。	
4	区域を決める際の条件になった老朽建築物の基準は何か。	昭和56年の建築基準法改正よりも前の、旧耐震基準の建物です。	

## ◆区域指定素案 パブリックコメント実施結果

■実施期間：平成25年10月15日（火）から11月5日（火）まで

■提出者数：8名（意見数：14件）

■提出方法：持参 4名、メール 3名、郵送 1名

番号	分野	意見要旨	区の考え方
1	区域指定素案に関すること	区域指定素案の図は、固有名詞などの表示がないため、どこが指定されるのか分かりづらい。手直しすべきだ。	町丁目、幹線道路名、駅名を載せた図を9月17日に発行したおおた区報「防災まちづくり特集号」に掲載しておりますので、こちらをご参照ください。
2	区域指定素案に関すること	西糀谷地区は区域指定検討エリア外となっているが、木造住宅や小規模マンションが密集し、災害に強い町とはいえない。西糀谷地区はどのように防災を進めているのか。	西糀谷地区は、大森中・糀谷・蒲田地区防災街区整備地区計画の区域内であり、既に新たな建築ルールと同等のルールを導入しています。建物の構造に関する防火上の制限や、敷地面積の最低限度などを定めて、木造住宅密集市街地の再生産を防止し、防災性能を高めるまちづくりを進めているところです。
3	区域指定素案に関すること	区域指定素案について、全面賛成である。	ご意見として承ります。引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
4	新たな建築ルールに関すること	自然災害に対する危険性を予測し、事前に対策を打つことが必須である。特に火災はあらゆる場面で発生する可能性がある。そのリスクを回避するため「燃え広がらないまちづくり」は重要だ。個人の努力だけでは難しく、延焼に対しては、地域単位で建築ルールを設定することは大変望ましいことである。事前に準備できることは、できる限り短時間で対応すべきだ。 また、より促進させるために、助成金制度などの行政支援も実施すべきである。	新たな建築ルールについては、できるだけ区内の広い区域に導入することで、市街地の安全性を全体的に底上げする目的があります。 今回のルール導入と同時に新たな助成制度を導入する予定はありませんが、木造住宅密集市街地など防災性能の向上が求められる区域を、耐震化助成制度の不燃化建替え工事助成対象としておりますので、こちらの制度をご活用いただきたいと思います。
5	新たな建築ルールに関すること	区内には、隣棟との間隔がほとんどない家が多くみられる。延焼を加速する要素は家屋の構造の他にもあるだろう。「まちづくり」という総合的観点からこうした要素の解決をしていくことで、延焼抑制の相乗効果が上がると思う。	今回の新たな建築ルールは、東京都建築安全条例に定めるルールを適用し、建築の際には準耐火建築物等以上にしていただくという最低限の基準を定めるものですが、これにより延焼火災を抑制し、着実に市街地全体の安全性の底上げを図ることができます。隣棟間隔等のルールについては、地区計画などで定めることができますが、そのためには地域の皆様による協議・合意が前提となります。
6	新たな建築ルールに関すること	住民説明会では阿佐ヶ谷を例にした説明があったが、大田区とは敷地面積、住居密集度も異なるため単純比較はできないことを再確認してほしい。	地域の特性は異なりますが、すでに新たな建築ルールを導入し、効果を上げている事例として阿佐ヶ谷地区をご紹介しました。建て替えにより準耐火建築物等以上の耐火性の高い建築物に更新することで、延焼火災を抑制し、着実に市街地全体の安全性の底上げを図ることができます。

番号	分野	意見要旨	区の考え方
7	新たな建築ルールに関する こと	遅きに失した感はあるものの、ようやく大田区がこうした取り組みを始めたので良かったと思う。日ごろから広い視野をもって実行に移していく胆力を見せてほしい。	ご意見として承ります。引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
8	新たな建築ルールに関する こと	区内に耐火・準耐火建築物が多くなることを願う。	ご意見として承ります。引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
9	総合的な取り組みに関する こと	現時点で出来ることを着実に進めていくことが大切であり、問題解決には、区独自の条例を制定するなど、臨機応変な政策が必要と考える。	区は、首都直下地震等における新たな被害想定の結果や大田区総合防災力強化検討委員会の報告を踏まえて「大田区総合防災対策」を策定し、ハードとソフトの両面にわたって総合防災力の強化に取り組んでおります。今回の新たな建築ルールの導入は、この対策のハード部門の一環となっております。今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
10	その他の ご意見	小・中学校の運動会の種目にバケツリレーなど防災に関連した種目を取り入れることで、防災意識の向上につながると思う。	学校行事・防災訓練を所轄する関連部署に、ご意見として情報提供させていただきます。
11	その他の ご意見	耐火建築物などが増えても、建物の周囲に自転車などが放置されているのが現状であり、日常的に通行の妨げとなっている。災害時には更に混乱するだろう。お互い余計なものは外に出しておかないように、呼びかけることも必要だと思う。	ご意見として承ります。
12	その他の ご意見	近隣に建物倒壊と火災危険度がいずれもランク5の地域があるという現状に愕然とした。これらの地域では、子の世代は独立して親の世代のみが残ってしまい、建て替えが進んでいない。空き家として放置されているものも多い。建売住宅として建て替わり、新しい住人が入居しても、ゴミ出しなどをめぐって住民トラブルが起きる。否定的な要素をあげれば、何も進まないということにもなるが、バランスのとれた施策としてほしい。	ご意見として承ります。
13	その他の ご意見	都市開発は不確定要素に左右されるのも事実であるが、万人がやむを得ないと納得するようなことならば、しかたがないと思う。	ご意見として承ります。
14	その他の ご意見	バブル期の地上げの横行により、バブル崩壊後に土地の再開発が停滞し、虫食い状態となった。そのようなことがないように、客観的な社会情勢も考慮して計画を進めないと大変な混乱を招くこともある。	ご意見として承ります。